

# 共同宣伝事業規約

## (目 的)

**第1条** この規約は、本組合が定款第2章第7条第5号に掲げる事業（以下「共同宣伝事業」という。）の利用に必要な手続、方法その他の事項について定め、もって共同宣伝事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (事 業)

**第2条** 共同宣伝事業は、組合の実施する組合員を対象とした広告宣伝活動を行う。

2. 組合員を対象とする事業は、次の各号の事業とする。
  - (1) 広告宣伝のために必要なポスター等の作成及び配布
  - (2) 広告宣伝に必要な物品の受注及び斡旋

## (組合員の事業利用)

**第3条** 組合員からの要請により各種印刷物を組合において作成する場合は、理事会で諮り、作成に要する費用は組合員から徴収する。

## (広告宣伝活動の自由)

**第4条** 本組合は、組合員が第3条第3項に規定する事業を利用しようとするときは、その自主的な広告宣伝活動の自由を尊重しなければならない。ただし、この事業利用によって他の組合員との過大の競合状態にならないよう配慮するものとする。

## (その他)

**第5条** この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

## 付 則

この規約は、平成30年5月25日から施行する。